

令和 6 年

第 1 1 回国立市農業
委員会総会議事録

国立市農業委員会

令和6年第11回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 令和6年11月27日 午前10時00分開会
午前11時30分閉会

2. 場 所 市役所3階第4会議室

出席者

1. 内山 砂里 2. 遠藤 良信 3. 北島 直芳 4. 小鹿倉 薫
5. 佐伯 昌信 6. 佐伯 正弘 7. 佐伯 義夫 8. 鈴木 政久
9. 関 慎一 10. 三田 栄作

事務局

事務局長 堀江 祥生 農政係主査 鎌田 祥貴 農政係主任 山本 雅一
会計年度任用職員 澤田 恵美子

3. 議事録署名委員の指名

4. 議題

- (1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明 5件
(2) 生産緑地に係る農家の主たる従事者についての証明願 1件

5. 専決処理の報告

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書 2件
(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書 1件

6. 協議事項

- (1) 令和6年度稲作体験学習会事業について
(2) 令和7年度稲作体験学習会事業について
(3) 「農地保全・利活用促進月間」について
(4) 国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について

7. 報告事項

- (1) 令和6年度北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰候補者の推薦について
(2) 第47回国立市農業まつりについて
(3) 令和7年度生産緑地追加指定について

8. その他

【北島会長】 11月の総会を始めます。本日の議事録署名委員の指名ですが、9番の関慎一委員、10番の三田栄作委員、お願いします。議題です。(1)相続税の納税猶予に関する適格者証明、事務局、お願いします。

【事務局長】 資料の1ページをご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明願ということで5件出ていますので、順次、説明をさせていただきます。まず1件目です。1番、被相続人に関する事項ですが、住所、氏名、職業、相続開始年月日、被相続人の所有面積は記載のとおりとなります。2番の農地等の相続人に関する事項ですけれども、住所、氏名、職業、生年月日、被相続人との続柄、相続開始の時ににおける被相続人との同居・別居の別、相続開始前において農業に従事した実績の有無、農業経営の開始年月日等は記載のとおりとなります。相続税の特例の適用を受けようとする農地等の明細は、2ページの明細書のとおりで、合計6筆で面積は3,330平方メートルとなります。場所は3ページの案内図をご覧ください。続いて2件目です。4ページをお開きください。1番、被相続人に関する事項ですが、住所、氏名、職業、相続開始年月日、被相続人の所有面積は記載のとおりとなります。2番の農地等の相続人に関する事項ですけれども、住所、氏名、職業、生年月日、被相続人との続柄、相続開始の時ににおける被相続人との同居・別居の別、相続開始前において農業に従事した実績の有無、農業経営の開始年月日等は記載のとおりとなります。相続税の特例の適用を受けようとする農地等の明細は、5ページの明細書のとおりで、合計14筆で面積は4,131平方メートルとなります。場所は6ページの案内図をご覧ください。次に、3件目です。7ページをご覧ください。1番、被相続人に関する事項ですが、住所、氏名、職業、相続開始年月日、被相続人の所有面積は記載のとおりとなります。2番の農地等の相続人に関する事項ですけれども、住所、氏名、職業、生年月日、被相続人との続柄、相続開始の時ににおける被相続人との同居・別居の別、相続開始前において農業に従事した実績の有無、農業経営の開始年月日等は記載のとおりとなります。相続税の特例の適用を受けようとする農地は8ページの明細書のとおりで、場所は9ページの案内図をご覧ください。次に、4件目です。10ページをご覧ください。1番、被相続人に関する事項ですが、住所、氏名、職業、相続開始年月日、被相続人の所有面積は記載のとおりとなります。2番の農地等の相続人に関する事項ですけれども、住所、氏名、職業、生年月日、被相続人との続柄、相続開始の時ににおける被相続人との同居・別居の別、相続開始前において農業に従事した実績の有無、農業経営の開始年月日等は記載のとおりとなります。相続税の特例の適用を受けようとする農地等の明細ですけれども、11ページの明細書のとおりで、2筆で合計面積は1,457平方メートルとなります。場所は12ページの案内図をご覧ください。次に、5件目です。13ページをご覧ください。1番、被相続人に関する事項ですが、住所、氏名、職業、相続開始年月日、被相続人の所有面積は記載のとおりとなります。2番の農地等の相続人に関する事項ですけれども、住所、氏名、職業、生年月日、被相続人との続柄、相続開始の時ににおける被相続人との同居・別居の別、相続開始前において農業に従事した実績の有無、農業経営の開始年月日等は記載のとおりとなります。相続税の特例の適用を受けようとする農地は14ページの明細書のとおりで、合計面積は1,225.89平方メートルとなります。場所は15ページと16ページの案内図をご覧ください。相続税

の納税猶予に関する適格者証明願5件の説明は以上となります。

【北島会長】 ありがとうございます。1件目は、私と三田委員、関委員で現地確認をしましたが、きれいに管理されていました。2件目も私と三田委員、関委員で現地確認に行きました。

【関委員】 特に問題はありませんでした。

【北島会長】 3件目についても私と三田委員、関委員で行きましたが、三田委員、お願いします。

【三田委員】 現地を確認致しまして、適切に農地管理されていました。

【北島会長】 5件目についても私と三田委員、関委員、佐伯昌信委員で行きました。佐伯昌信委員、お願いします。

【佐伯(昌)委員】 きれいに管理されていました。

【北島会長】 次に、(2)生産緑地に係る農家の主たる従事者についての証明願、1件、事務局、お願いします。

【事務局長】 資料17ページをお開きください。生産緑地に係る農家の主たる従事者についての証明願ということで、申出者の住所、氏名、買取り申出事由の生じた方の氏名、住所、申出する方との続柄、買取り申出事由が生じた日は記載のとおりです。買取り申出生産緑地は18ページの明細書をご覧ください。所在は記載のとおりで、地目は田、合計4筆、面積が967平方メートルとなります。場所は19ページの案内図をご覧ください。説明は以上となります。

【北島会長】 次に、専決処理の報告です。(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書、1件、事務局、お願いします。

【事務局長】 資料20ページをお開きください。農地法第4条の届出が2件となりますので、2件続けてご説明させていただきます。まず1件目ですが、番号は8番となります。農地の所在、地目、面積、届出者の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は21ページの案内図をご覧ください。次に、2件目ですが、22ページをお開きください。番号は9番となりまして、農地の所在、地目、面積、届出者の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は23ページの案内図をご覧ください。説明は以上となります。

【北島会長】 次に、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書、1件、事務局、お願いします。

【事務局長】 資料24ページをご覧ください。農地法第5条の届出で、番号は15番となります。農地の所在、地目、面積、権利の内容、譲渡人の氏名、住所、職業、譲受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は25ページの案内図をご覧ください。説明は以上となります。

【北島会長】 何か質問はありますか。ないようでしたら協議事項に移ります。(1)令和6年度稲作体験学習会事業について、事務局、お願いします。

【事務局】 26ページから28ページをご覧ください。こちらは一部協議事項と報告という形になります。26ページにこれまでのお米の収穫量をまとめた一覧表をつけています。一番上が今年の収穫分となっていて、玄米が246キログラム、精米で196.7キログラムでした。その次のページに各小学校への配布数量が記載されていて、生徒さん一人あたりは370グラム程度お配りすることとなっています。端数については五小さんに増量する形でお渡しをしています。昨年に比べますと収穫量は減ってしまいましたけれども、稲刈りを含めて生徒さんに喜んで頂くことができ、

自分たちで収穫したお米を食べることができることはよい食育教育となったかなと思います。その次の28ページですけれども、手書きで記載されていますとおり、既に18日の月曜日から三田食糧さんで配布をしています。それで前回、稲刈り直後の総会となりまして皆さんの感想をお聞きできていませんでしたので、何か反省点やよかった点があればお話し頂ければと思います。

【北島会長】 私から行きます。前年と同じことをしているのですが、数量が少なかったのがっかりしているのですが、農業というのはこんなものかなということで、認めざるを得ないところで、あとは全体的にはうまくいったと思います。脱穀については米部会の協力がないとできませんので、今後ともよろしくお願いします。

【三田委員】 田植えのほうで生徒さんが体験できなくて機械植えとなったのですけれども、稲刈りは予定どおりできたので良かったと思います。脱穀については、誰からどういうふうな機械を借りるとか、もう少しはっきりした機械の借受けのシステムができたらいいいのではないかと思います。

【関委員】 稲刈りのほうは、急遽、バスのタイムスケジュールが変わって時間が短縮されてしまったけれども、意外と時間内で刈り終えることができて、さらに他の学校も含めて時間内にはぜかけまで進めてスムーズに行ったと思います。来年度はスケジュール関係が整理されると思いますので、さらに問題はないという印象です。

【鈴木委員】 田植えは雨で機械植えになったのですが、稲刈りはいい天気で、思ったよりスムーズにできたと思います。今、話が出たように脱穀ももう少し段取りよくやらないと、暗くなるまでやるようになるので、もう少し考えたほうがいいと思います。

【佐伯（義）委員】 問題がなくてよかったと思うけれども、バスはもう少し時間をきちんとしてあげられれば帰るのが楽かと思いました。最後にバスに乗る生徒さんが随分待っていたのでかわいそうだなと思いました。

【北島会長】 それは調整してあの時間になったのですか。

【事務局】 そうですね。7年度のところで話そうかなと思っていたのですけれども、バスの運転手さんの休憩時間が全然なくて、運転手さんのほうから、大変だったという声が教育委員会のほうにあったみたいなので、来年度はもしかすると最後のグループは午後という形になるかもしれません。お昼にバスの運転手さんに休憩を取って頂いて、午後いちのグループで最後という形になる可能性があるという話を教育委員会から受けているので、少しその辺は詰める必要があろうかと思います。なので、バスの時間も余裕を見てやる形になるかと思いますので、時間は延びるのですけれども、全体的にもう少し余裕を見てもいいのかなと事務局も思っていますので、その調整はしたいと思います。

【佐伯（義）委員】 バスの運転手さんというのは、休憩は1時間なのですか。

【事務局】 はい。8時間勤務なら1時間の休憩が必要ですが、多分1時間も取れていないと思います。なので、改善の要望がありました。

【佐伯（正）委員】 順調で、別に私としてはどこというのはありませんでした。

【佐伯（昌）委員】 大体言われたので言うことはないですけれども、稲刈りはいつもより順調で、早く終わったのでとても良かったと思います。

【小鹿倉委員】 田植えができなくて残念だったけれども、稲刈りは非常に皆さん楽しくやって頂いたのでよかったのかなと思います。子供たちのけががないのが一番よかったのかなと思います。

【遠藤委員】 今年は天気もよかったので順調にスケジュールは終わったと思います。先ほどのバスの運転手さんの休憩、それは田植えもそうなるということですか。

【事務局】 その可能性はあります。

【遠藤委員】 分かりました。今年は全般的に順調に終わったのでよかったと思います。

【内山委員】 私は稲刈りのほうは欠席させていただきました。田植えは2年間連続天候不良で機械植えになってしまったのですが、稲刈りだけでも子供たちが体験できたということはとてもよかったのではないかと思います。

【北島会長】 ありがとうございます。稲作体験の反省はこんなところで、来年の日程を入れたいと思います。

【事務局】 協議事項の(2)令和7年度稲作体験学習会事業についてということで29ページをお開きください。今年度の稲作体験学習会が終わって早々で申し訳ないのですが、教育委員会から来年度の学校のスケジュールを決めなければいけない関係で既に打診が来ています。下に田植えと稲刈りの日程案を記載していますが、田植えが来年の6月20日(金)、予備日が6月27日(金)です。稲刈りが10月23日(木)、予備日が30日(木)ということです。問題がないかどうかご協議を頂ければと思います。そして、熱中症の話が教育委員会から来ています。暑さ指数というのがあるのですが、31を超えると、今、校庭等の外遊びを禁止しているらしいです。来年の田植えですとか稲刈りの際の目安として、現段階の情報ですが、8時ぐらいの段階で——暑さ指数を計測している最寄りが府中市ですが、府中市で暑さ指数31を超えている場合は体験学習会自体も当日で急遽キャンセルというような可能性があるという話を頂いています。あとはバスの件で午後になる可能性があるという、この2点については今後教育委員会と調整をしていく必要がありますので、今回、そのような話があったという報告です。これらの日程について問題がないかご協議頂ければと思います。よろしくお願いします。

【北島会長】 この日程については、毎年やっているものでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 では、一応この予定で進めますのでよろしくお願いします。

【事務局】 もう1件、ゲストスピーカーの話ですが、細かいスケジュールはこれからということになりますけれども、来年度も継続して実施していくかどうか、ご協議頂ければと思います。もし継続するということになればその日程を教育委員会と詰めていく必要があります。あと今回、一抱え分ぐらい稲を保管しているので、それを来年度のゲストスピーカーの際に生徒さんに触ってもらうとか、結び方の説明とかもそれを使って説明できる準備はさせて頂いていますので、基本的なところで今年と同様にパワーポイントを使って説明、その後にクイズを出して、最後に質問をするという流れで実施するかどうかというところのご協議を頂ければと思います。

【北島会長】 稲刈りをするに当たって、農業委員会が田植えをする前にゲストスピーカーに行って田植えの指導をしていたのが、来年もゲストスピーカーをやったほうがいいかという話です。いかがでしょうか。

【佐伯(義)委員】 先生を集めることはできないのですか。我々の話に集中できる生徒さんもいますが、騒いでしまっている生徒さんもいるので。先生があまり関知していないようにも見えるのですが。

【事務局】 先生にやり方を教えるというのも一つだし、あとは実際に生徒さんが農家さんと直接会う機会があまりないので、稲を触るとか米をどう作るかというのを農家さん目線で話す機会はありませんので、食育という観点になるとすごくいい教育の場かなと思いますけれども。

【佐伯（義）委員】 生徒さんにゲストスピーカーというのもいいけれども、先生がいいかと思えますね。先生と生徒が親しみを持てるから先生も来てください、教えてあげますと。うまく表現できないけれども、よく分かっている先生もいる。ひもを2本、3本、平気で置いたりして、あれにはびっくりしました。あと、一般の父兄が来ていたを思いますが。

【北島会長】 父兄も来ていたのですか。

【佐伯（義）委員】 来ていて、中に入って稲を刈っていましたよ。子供がいますからと。

【事務局長】 それはこちらのほうには何も連絡はないので、学校の判断としかそういうことでなければ一緒にどうぞということはないと思いますので。

【事務局】 何かしら介助が必要な子がいればその子の父兄なのかもしれないですけども、私たちには連絡がない。

【佐伯（義）委員】 それは伝えてもらわないといけませんね。例えば腕章をしておくとか。

【北島会長】 ゲストスピーカーの新しい形として、生徒ではなく先生を対象に実施しますか。そういう新しい意見が出たけれども。

【関委員】 稲作体験のDVDが各校に配られていると聞いていますけれども、それをちゃんと見てもらっているのかというのを確認していますか。

【事務局】 教育委員会のほうから各学校に事前学習として田植え実施前にDVDを見ておいてくださいというお便りは出ています。

【遠藤委員】 私は稲刈りの当日、その場所でやり方を教えようと思ったのですけれども、どの学校か分からなかったけれども、先生が、もうそれはビデオを見て教えましたと言われました。その1校だけでしたが、配られたのも私は分からなかったのですけれども、できればそういうものをもっと活用したほうがいいと思います。

【佐伯（義）委員】 先生がやってくれているのであれば、それに対して説明をすればいいと思います。

【小鹿倉委員】 ゲストスピーカー以前に、事前にそのDVDで生徒に授業の中で教えてもらえればなと思いました。そのためにはやっぱり先生が分からないといけませんね。

【佐伯（義）委員】 そうです。DVDは我々でも見ていないので、ゲストスピーカーで我々がしゃべることとDVDが一致しているのですかね。

【遠藤委員】 どういうDVDですか。全校に配られているのですか。

【関委員】 過去にそれ用に作られたものです。田植えから稲刈りまでだと思いますけれども、稲刈りまで入っていたか細かくは分からないけれども。当時の農業委員が映っていて、農業委員が説明しています。事務局は持っていないのですか。

【事務局】 持っています。

【鈴木委員】 1回、我々も見ただけのほうがいいですね。今年行った学校で、質問されるから、私が子供の頃はこうだったと言うと、先生が「違う」と言ったのは、その農業委員会の名前でつくったDVDを見て、それと違うからではないかと思う。その辺も私たちが見ていないと先生たちに教えることもできない。毎年思うけれども、学校によって一生懸命の先生もいるが、ただ生徒が聞いているから一緒にいますみたいな先生もいるので、先生も勉強してねと言わないといけないと思います。そうでなければやめたほうがよいのではないのでしょうか。

【事務局長】 農業委員会が教育委員会と連携して実施しているという形にはなります。

【事務局】 このDVDを皆さんに1回見てもらって……。

【佐伯（義）委員】 学校へ行って説明をすることが農業委員によって違うことを言っているかもしれない。主なことは言うけれども、聞かれたことに対して、右のことを言う人、左のことを言う人、真ん中のことを言う人は絶対いると思います。個人個人でやり方は違うから。

【関委員】 ゲストスピーカーは、そもそも、農業委員会からゲストスピーカーをやりたいのですけれども学校さんどうですかと言っているのか、それとも、学校側が、来てやってほしいと言っているのか、どちらですか。

【事務局】 当初は多分農業委員会からだと思います。

【北島会長】 でも、やっぱりいいことだと思いますよ。

【小鹿倉委員】 よろしいですか。田植えと稲刈りをやる前にこちらでこうやって植えるのですよとか何本持ってやるのですよとか説明をしますよね。ゲストスピーカーで言っても、きっと子供たちは全然分かっていないのではないかと思いますね。稲刈りも、実施する際に、こうやって刈りますよ、こうやって縛りますよという説明をしますので、それで十分ではないのかなと思います。わざわざゲストスピーカーで行って説明をしてやらなくても、子供たちは意外と回っていくのではないかなと思っています。あえてゲストスピーカーはしなくても——したほうが一番よいのでしょうか、しなくても大丈夫ではないかなと思います。

【三田委員】 今言われたように、ゲストスピーカーとかDVDの内容を、多分、小学生はタブレットを持っているので、それに送ってあげればよいのではないかなと思いました。

【北島会長】 田植えとかそんなに難しいことではないけれども、先に説明することでイメージトレーニングもできるし、文化も教えるような形で、古い機械とか、馬で引いていた画像とか、そのようなこともあったというのも大事かと思ったのですが、来年度もやるかという話はどうしますか。

【事務局長】 年明けすぐ、教育委員会のほうで学校側のスケジュールを決定するというのがあるので、できるだけ早いうちに決めて頂きたいです。

【北島会長】 DVDの内容が良ければそれを流しに行けばよいというゲストスピーカーでもオーケーですか。

【事務局】 それでも大丈夫ですし、なぜ皆さんが現場に行って説明をするかという、食育的に実際に子供たちが田植えと稲刈りに現場に行ってやるということだと——生徒さんが事前にDVDを見るかどうかというのは先生たちにかかってくると思います。どのくらい熱意があるかはその学校によりけりになると思いますので、情報を共有して、子供たちにある程度の知識を持って現場に臨むというために皆さんが実際にお伺いして説明するという形、かつ、稲はこうだよという現物を見せるということに意義があるのかなと思っています。子供たちからすれば行って楽しいねで終わりですけれども、その前に教育する場をもう1段階設ければ、より深く国立市の田植えとか稲刈りについて知ってもらうよい教育の場なのかなということで教育委員会と連携してやっている形になるので、判断は皆様になるのですけれども、どういうやり方をするかはこれから詰めなければいけないと思います。今いろいろお話が出たので、先生たちにも知ってもらわなければいけないと思いましたし、子供たちのことを考えるのであればもう1段階ゲストスピーカーがあったほうが、国立市をもっと好きになってもらう一つの教育の場かなとは思っています。

【佐伯（昌）委員】 DVDがせっかくあるのだから、私も知らなかったし、みんなも知らなかったみたいだから、そのDVDをまず見て、それを学校に送って見ておいてもらって、例えば行って、も

う1回そこでビデオを見せて、質問はありますかという形で簡単に流せばいいのではないですか。

【事務局】 それでもいいと思います。

【佐伯（昌）委員】 もしそのやり方がまずかったら次年度にやり方を変えようとなってもいいし、新たなやり方をやるというのだから、そんなに簡単にはいかないでしょう。

【事務局】 まず1回皆さんに見て頂いて、多分古いかもしれないので、こうしたほうがいいよねとかという話が出るかもしれないので、それで判断しましょうか。

【北島会長】 それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【北島会長】 では、そうします。次に、（3）「農地保全・利活用促進月間」についてですが、その後の状況についてそれぞれもう1回教えてください。

【事務局】 1番と8番に関しては前回、文書でお送りしています。多分、改善がされていないので、次のページの31ページの再通知という形で、こちらをお送りすることになろうかと思います。文面に問題がないかという確認と、それ以外の12番、13番、14番に関しましては、もう既に前回の総会で改善の報告を頂いていますので、1、8、12、13、14以外のご報告ということでお願いします。

【北島会長】 では、2番のAさん。

【関委員】 2番から6番まで、担当地域なので報告します。Aさんについては11月4日に現地確認をして、既に草については駆除がされていて、その後、畝を立てて数種類の野菜の苗を植えて耕作されている状況は確認されました。次に3番、Bさんですけれども、草の繁茂と果樹の剪定についてやはり11月4日に現地確認しまして、下草の刈り込みということで、視界が通るぐらいきれいに管理がされていたのを確認できました。5番、6番、2か所について、11月4日に、トラクターで耕うんされていて雑草も繁茂していない状況でした。その後、不耕作というところで、何か作付のお願いをしましたところ、これから小松菜などは作付けしますという回答を得ています。そのような状況です。

【北島会長】 ありがとうございます。7番のCさんは、私が担当ですが、改善が見られませんでした。

【事務局】 すみません。4番ですが、事務局のほうで確認しておりまして、この間は4区画ほど不耕作で、防草シートが張ってあったのですが、今は、2区画は借受者ができたということで、改善している状況です。

【北島会長】 10番のDさん、11番のEさん、改善なしです。9番はどなたでしょうか。

【遠藤委員】 9番のFさんですけれども、11月15日に確認しましたら、草の繁茂は改善されていました。

【北島会長】 15番、16番はどうですか。

【佐伯（昌）委員】 16番は、業者にお問い合わせはあるけれども、現状はまだそのままです。

【遠藤委員】 15番のGさんですけれども、不耕作と防草シートということで口頭でお話に行きました。ただ、本人がもう介護の状態で、耕作はできないと。話をしたのは奥さんですけれども、奥さんも高齢で、全面防草シートを剥がして耕作をやってくれというお願いをしたところ、状況的にはもう2年ぐらい前からその状態だったらしいです。逆に、もう耕作できない、どうしたらいいのでしょうかと言われました。そういうのはこれから今後どうするのですか。

【事務局長】そこは生産緑地ですか。

【遠藤委員】いや、ちょっと分からないです。本人は介護状態ですけども、あまりいい返事がないと。ただ奥さんはもうそういう状況では売りたいという話はしていました。

【事務局長】生産緑地ではないということです、まず方法としては、農地として他の人に借りて頂くとすると特定農地貸付法という法律があって、手続を踏んで市民農園とかそういった部分で他の人に貸して、その借受者が市民農園、レジャー農園等を行うという方法もあるのですが、貸してはいないとなると、今言われたようにご本人も肥培管理できないということだと、いわゆる課税のほうは雑種地課税に変わってしまうという可能性はあります。売却されるとなると、農地法5条の届出でその手続は取れるという形になります。

【遠藤委員】奥さんは売却の方向を考えているが、どうしたらいいか分からないと。

【北島会長】何歳ぐらいですか。

【遠藤委員】80歳は越していると思います。

【北島会長】面積は。

【遠藤委員】面積は591平方メートルです。

【関委員】農協に相談はしていないのですか。

【事務局長】農協さんですと、有料という形になるのですけれども、不耕作のところをお手伝いするという事はやられています。いわゆる作付まではやっていないのですけれども。

【鈴木委員】農協に言えば草退治はしてくれます。

【北島会長】どうしたらいいのですかと言われたのでしょうか。

【遠藤委員】そうです。

【関委員】売買という方法もあると農協がやっています。

【鈴木委員】生産緑地ではないのですね。

【遠藤委員】生産緑地ではなく、現況は全面防草シートです。

【北島会長】農地といえる状況ではない。

【事務局長】課税上はいわゆる雑種地という扱いになります。何も耕作していなくて防草シート全面だと畑とは言えないという扱いになると思います。

【北島会長】農業委員会としては何をすればいいのですか。

【事務局長】ご本人の意向が一番大事になってくるのですけれども、農地として残していきたい、それを貸してもいいからということであれば、さっき言ったような借り手を、市のほうにもそういう情報があるので、当然、お伝えして手続を踏むということもありますし、あとは農地としてもう残さなくてもいいというご判断であれば、先ほど関委員も言ったように、農協さん等に相談して農地以外にするために売るところはあります。

【事務局】取りあえず、遠藤委員は、市なりに相談するというふうに言って頂ければ……。

【遠藤委員】私、その点を言って、今後どうするかというのをもう1度確認してみます。

【事務局長】今後どうしたいかというのを聞いて、市のほうにご相談くださいという形で。

【遠藤委員】多分、行くとまた奥さんが出ると思うんですよ。ご本人はもう出てこれられない状態なので。

【事務局】またこちらに来てくださいということをお伝え頂ければ、あとはこちらのほうで判断して頂くという形にします。

【遠藤委員】 では、私、また行ってみます。

【北島会長】 10番のHさんは、ここは宅地化農地ですけれども、どうすればいいですか。

【事務局】 Hさんは、草はもう刈って頂いているのですか。繁茂と不耕作について、ある程度改善されているのであれば、里芋が少し植わっているという状態でも改善という形になるのですけれども、繁茂がないのと、もう耕作しているよということであれば改善でよろしいかと思います。まだ改善されていないところは現地確認をして頂いて、また12月の総会でご報告を頂くという形になります。1番と8番に関しては、文書をこちらのほうでお送りさせていただきますので、よろしくお願い致します。

【事務局】 7番はどなたでしょうか。

【北島会長】 7番は私です。全然改善は見られませんでした。納税猶予農地なのですが、本人には、もう嫌になったと言われたけれども、どうすればいいでしょうか。

【鈴木委員】 役所に相談してくれと言ったほうがいいのではないですか。

【事務局】 それは今年度、国立市の生産緑地のマッチング支援という形で事業を立ち上げていますので、その対象になるので、もし可能であれば、そちらのほうで農地の貸借とかを進めて頂ければと思います。したほうがいいではなくて、そういう事業がありますということをご提案して頂けると改善のほうに向かっていけるのではないかなと思います。

【北島会長】 これはいっぱい木が植わっていて、人に貸してどうのという農地ではないです。

【事務局】 植わっている木を抜根してどうこうとかいう、そこまで考えているのかどうかも含めてご案内して頂けますか。

【遠藤委員】 本人はできないと。でも、私もたまに通るのですけれども、奥さんが何か作っていますが、草の繁茂があり、現状は変わっていないです。

【鈴木委員】 何か植わっていたけれども、草ぼうぼうの中でやっていましたね。

【小鹿倉委員】 納税猶予は危ないかもしれないですね。

【北島会長】 文書を送るのはどうなのですか。

【事務局長】 文書を送って動いて頂けるのであれば、より厳しめの内容になっていますけれども再通知を出せます。ただ、納税猶予ですから、そのまま状況が続いてしまいますと確定ということで相続税免除が取り消されるという状況になるので、ご自身のほうで何とかできるというところの見通しがどうなのかというのが一番のポイントになるかと思います。今言ったように、ご本人たちができないということになれば、今、生産緑地の貸し借りが行えて、なおかつ納税猶予が継続されますので、市のほうにご相談頂いて、貸し借りの仲介ということもやっていますので、その方向性で動けば、継続もされて、他の人が生産緑地として利用して頂くということにつながれば一番いいのですけれども。

【北島会長】 農協の回覧でも、そういうのができますよというのが回っていますね。

【事務局長】 そうです。ただ、今言ったように、何か木が植わっているとかそういうことがあるので、そこは事前に業者さんに頼むなり何なりして、農地としてすぐ利用できるような状態にしないと、借り手というのはなかなか見つからないので、そういう畑の整備というのはお金をかけてでもして頂く必要は出てくると思います。最終的にはご本人の意向というところになるのですけれども。

【北島会長】 この農地利用調査のときのこの文書がまだ行っていないわけですね。

【事務局】 文書はお送りしていません。

【北島会長】 文書を出していることは今まではないでしょう。

【事務局長】 最初の文書ですか。過去にはそういう場合もあったと思います。

【北島会長】 もう少し柔らかい文面で……。

【事務局】 これは文書の再通知なので、少しきつめの内容です。

【事務局長】 口頭指導で改善してくれるかなという方については口頭で、市外の方ですと地区の農業委員さんはいらっしゃらないので、そういう方は最初から文書という形を取っています。

【鈴木委員】 行政に頼んだほうがいいですよ。

【遠藤委員】 多分、出張してもらわないと動かないと思う。それは市役所のほうに来て頂いて、説明をして頂いて、なかなか我々から、農協から借地どうのこうのとか言ったとしても、多分、「ああ、そう」で終わって効き目がない。市役所が来て見てくれというようなこと以外言えないと思います。

【内山委員】 私も提案があるのですが、口頭で農業委員の方がおっしゃる注意の際に、事務局の方が一緒に同伴すれば、今後どういうふうに対策をしていけばいいのかという——高齢者の方だから、出頭といっても足が不自由で行けないという方もいらっしゃるので、直接そういう話ができるのではないかと思いますので、農業委員だけに頼らずに、事務局もしくは農協の方とか一緒に同伴されてアドバイスを受けるということは必要ではないかと思います。

【事務局長】 そういうことであれば、一緒に伺うというのはできます。

【内山委員】 そのほうが話は早いのではないかと思います。

【事務局長】 その辺、またもし日程調整をしてということであれば、事務局は行けますので。

【北島会長】 文書で送って、今度話に来てくださいみたいなことはできないのですか。

【事務局長】 ご本人がそれでいらして頂けるのであればそれは可能ですが。

【北島会長】 嫌になったと言われたのはどうすればいいですかね。

【遠藤委員】 私も、仮にもう1度行っても、多分そのまま改善されない状態だと思います。

【関委員】 結局、もともとの知り合いの方だと、受け止め方が、ただ農業者が言いに来ただけかもしれない。だから、事務局と一緒に行って、事務局は専門用語を使えるので、生産緑地や納税猶予だったら大変なことになりますよ、課税変更になるかもしれませんよというのを口頭で言えば反応があるはずで、もしそれでも反応がなければちゃんと通告しましたという証明になる。納税猶予の現地確認は2年後なのか3年後なのか分からないので、そのときに単純にオーケーですと言えないでしょう。それを事前に通告しておいたほうがいいと思います。いきなりそこでアウトと言うのではなくて、2度、3度通告しても結果的に改善されなかったんで、農業委員会として納税猶予の3年の確認はちょっと申し訳ないができませんと、順を追ってやるということ。

【事務局】 そのほうがいいと思います。

【関委員】 制度の説明はちゃんとしておいたほうがいいのではないかと思います。

【事務局長】 20年ぐらい前に納税猶予確定された方が市内にいらっしゃいます。でも、そのときは税務署もそう簡単にすぐ納税猶予を認めませんということにはならなくて、農業委員会の会長と地元の農業委員さん、事務局も含めて、何度も行ってお本人にどうするのですかというようなお話をしましたが、最終的にはご本人は一切やらないということで、納税猶予確定となりました。税務署もいきなり1回行って駄目だからということにはならないと思います。できる限り納税猶予を続けて頂くような流れにはなってくると思います。

【佐伯（義）委員】 よく分からないけれども、納税猶予というのは、これは何回まで引っかかって大丈夫なのですか。何回でもいいのですか。生産緑地と納税猶予とは重みが違いますよね。その基準というのはどこにあるのですか。

【事務局長】 基準は同じです。生産緑地で肥培管理されているというのが納税猶予の前提となります。

【小鹿倉委員】 そうですね。生産緑地でないと、今、納税猶予は受けられないので。

【佐伯（義）委員】 例えば草ぼうぼうでも農地パトロールの時だけきれいにすればいいという事になりますよね。

【小鹿倉委員】 ですね。だから、調査に行ったときにきれいになって耕作していれば、これは納税猶予継続と考えるかもしれないですね。

【佐伯（義）委員】 どこにその基準値があるのか……。

【鈴木委員】 耕作してなければ駄目です。

【鈴木委員】 みんな分かっているだけで、基準はあります。

【佐伯（義）委員】 常習的に肥培管理がされていない場合は、言葉上で重みをつけないといけないのではないですか。これは駄目だよと。私でも行きにくい家があると思うので、もう市役所へ行って相談してと、もうバツで上げますよと、そこまでしか農業委員会としては言えないのではないですか。あとは行政や農協の仕事でしょう。

【北島会長】 では、事務局が同行してお話しに行くという形でよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

【北島会長】 次に、（４）国への要望ならびに都へのご意見に関する内容の検討について、事務局、お願いします。

【事務局】 概略だけ説明させていただきます。資料３２ページから４７ページまでありまして、３４ページをお開き頂きますと、今後のスケジュールが書いています。こちら、都への意見と国への要望という２本立てになっていまして、どちらも、手書きで書いていますけれども、１２月１６日に事務局が出席予定の職員検討会で次のページ以降にある意見ですとか要望について協議をすることになっています。３５ページ以降は、これを見て頂いて、もし何か意見とか要望がございましたら、次回の総会までにお話を頂ければと思っていますので、よろしくお願いします。

【北島会長】 次に、報告事項になります。（１）令和６年度北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰候補者の推薦について、事務局、お願いします。

【事務局】 資料は特にございませぬ。Ｉさんを候補として挙げて頂きまして、ご本人からご快諾を頂いています。先日、会長、事務局とでご挨拶に伺いまして、その際に調書作成のための情報を伺って作成中です。今後、連合会に提出する予定となっていますので、事務は進めています。ご協力頂きましてありがとうございました。以上です。

【北島会長】 次に、（２）第４７回国立市農業まつりについて、お願いします。

【事務局】 先日の９日、１０日の土日に開催した農業まつりですけれども、２日目は多少の雨もありましたが、前日の準備も含めましてお疲れさまでした。特に大きなトラブルもなく無事に執り行えたかと思っています。農業委員会としましては、苗木の無料配布、昨年同様大盛況でした。今回は５０本追加して計２５０本の配布となっていますが、並んで頂いた方ほぼ全員にお配りできて喜んで頂けたかと思えます。事務局にその後に特に苦情とか要望とかなかったのですけれども、何か問題点等皆さんがお気づきになったところがあればこの場で教えて頂いて、改善事項として実行委員会でご報告をしようかと思っていますので、よろしくお願いします。

【北島会長】 年々、夏が暑くて、苗を作ったりするのが難しくなってきた、出品物も減ってきてい

る農業展ですけれども、農業まつり全体としては大盛況に終わっていると思いますが、皆さんはいかがでしょう。

【三田委員】 滞りなく終了できたと思いますのでよかったと思います。以上です。

【関委員】 まず、前日金曜日の午後からの宝船作製と品評会の会場設営、これはこれで結構な作業内容なのでいいかなと思いますけれども、逆に、当日、9日、10日の農業委員会の関わり方が少し少ないのではないかなと感じました。JAのほうは、部会も含めてかなりいろいろな催物をやっている。市長部局のほうは農業委員しかいないとなったときに、このスケジュールだと、開会もない、閉会もないことになってしまい、活動は苗木配布ぐらいしかない、解体も数十分で終わってしまうので、開会、閉会のときに一応並んでいた方がいいと思います、大変なことはなかなか難しいと思いますけれども、何かその間をつなぐ役割があってもいいのかなと、お手伝いでもいいのですけれども、年に1回の大きな催物なので、漠然と何かもう少し関わり合いをもって当日いられるようなものがあったもいいかなと感じました。例えばトラクターを展示していて小さい子が乗っていたのですけれども、誰も人がついていなかったのも、市の部長さんがそこを、危ないので目をかけてくれていた状態でした。その辺の手伝いもできることがあったのかなと、そんな感じ方をしました。

【鈴木委員】 私も、無事終わってよかったと思います。品評会の出品については、国立市だけではなく、あちこちも今年も足りなかったのも、来年は天候がいいことを祈ってもう少し出ればいいかなと思っています。それと関委員が言ったように、農業委員がお昼に行って、二、三時間で帰ると、あれはやっぱりよくないと思います。農協のまつりではなく、国立市の農業まつりなので、農業委員の方が朝、挨拶するときにはいてもらって、帰りもお疲れさまのときにいてもらってというのがいいと思います。昔みたいに物をつくって売るのでなくて、苗木配布も1時間そこで終わるし、それを朝から晩までいるというのは苦痛だと思うので、何か農業委員会はどういうことをやっているというのをPRしながら、例えばさっき出た稲作体験をやっているよとか農地パトロールをやっていますよとか文書をつくるとか、何か考えてやってもらったほうがいいかなと思います。皆さんよろしくお願いします。

【事務局】 農業委員会の活動展示のパネルはあるのですが、それは多分あまり見ないので、他の市の農業まつりの農業委員会のやっているような活動をいろいろ調べようかなと思っています。いい案があればこの場でお示しして、協議をしたいかなと思います。

【鈴木委員】 私も他市の農業委員の方が、どういう役割をやっているのか聞いておきます。

【佐伯（義）委員】 天候も問題なく無事に終わったと思うのでよかったと思います。鈴木委員から話が出ていたような空きの時間、何かやったほうがいいのではないかなというのも賛同できるし、それと、今、話が出たけれども、茨城のほうで農業まつりみたいなものを、以前私がいた会社が市町村との付き合いでやるときがあって、そのときにテントに生産物の1年間の流れを貼っていました。それと年表みたいなのがあって、そのようなものを誰かが説明をしていましたね。常にではないと思うけれども。それで何か飲むものとか食べるものとか分からないけれども、そこでやっていましたね。

【佐伯（正）委員】 別にございません。よろしかったと思います。

【佐伯（昌）委員】 最初と最後ぐらいは農業委員はいたほうがいいのかなと思います。事務局の本部にいても良いと思います。

【小鹿倉委員】 確かにあまりやることなくて暇だというのは感じていますけれども、芋煮会とかやっていたときは朝から準備していたので、意外と間がもてたような気がしますけれども、それも今

できないので、いろんな展示をするとか、農業委員会の一連の流れとか、ある程度張ってありますけれども、そういうブースを設けるとか、そういうものを考えてもいいのかもしれないですね。やっぱり暇を持て余すという感じになっているので、少しはそれらしきことをやっていったほうがいいのかなという気はします。何をやっていいかは全然分かりません。以上です。

【遠藤委員】 農業まつり全般は無事に終わってよかったと思います。今出た課題、農業委員はどうしたらいいのというのはこれから考えていければと思います。以上です。

【内山委員】 話は変わりますけれども、苗木の配布位置はよかったかなと思います。ビニールひもが縛りにくかったかなという反省点もありました。農業委員の活動も配布と宝船の解体だけで終わってしまうのは、やはり皆さんがおっしゃるとおりあまりにも簡単過ぎるかなと思うので、小学生にこういう稲作体験をやっているということを周知するためにも、活動のパネル展示というのは大事なかなと思います。

【北島会長】 ありがとうございます。ということですが、何か来年まで農業委員会で行えることを……。

【事務局】 事務局も調べてみて総会のお話したいと思います。あともう1個ございまして、こちら別紙で品評会の受賞者の方々の名簿をつくっています。既に農業委員会総会の開催通知と一緒に品評会の表彰式の開催案内もさせて頂いていますけれども、12月17日（火）の18時半から市役所3階で開催予定です。特別賞という、一番上の優秀賞枠が7枠ありまして、都知事賞から始まりまして、市長賞、部長賞等々の賞があります。この優秀賞をとられた方々を当日お呼びして、来賓の方々から賞状を授与して頂くというような催しになっています。夜間の開催なので難しい方もいらっしゃると思いますけれども、ぜひご出席をお願い致します。恐らく30分ぐらいで終わると思います。ご出席の方は背広着用だとありがたいです。国立市農業委員長賞を見て頂きたいのですが、会長が受賞されています。本人が本人に賞状を渡せないで、職務代理として三田委員に当日ご出席頂いて、表彰状をお渡し頂きたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

【三田委員】 分かりました。

【事務局】 ありがとうございます。その後、記念撮影もありますので、一緒に写る形になりますので、どうぞよろしくお願い致します。

【北島会長】 次に、(3) 令和7年度生産緑地追加指定について、事務局、お願いします。

【事務局】 こちら48ページをご覧ください。生産緑地の追加指定、令和7年度の話ですが、少し先の話になってしまうのですが、1月の支部長回覧で、令和7年度の実産緑地一部追加指定申請の受付周知を農業委員会として回覧をする予定です。実際の申請事務対応は都市計画課の都市計画係が担当になっていますので、このような形で今後広報をする予定ですのでご承知おきください。また、12月20日号の市報にも同様の内容の広報を都市計画課が掲載する予定ということですので、併せてご報告させて頂きます。あと、国立市内の農地を所有されている市外の方に向けて、50ページのような形で郵送をさせて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

【北島会長】 ありがとうございます。何か質問はありますか。ないようでしたら、その他に行きます。10月分活動記録カード集計結果について、事務局、お願いします。

【事務局】 10月の集計結果ですが、A「総会」が9件、B「農業委員会・農業会議の会議・研修」が9件、C「その他の会議・会合」が4件、E「市民・学校教育等との交流活動」が27件、F「現地の見回りや確認」が12件、G「現地確認」が1件、H「相談・指導・調査」が4件、I「その他」

1 件、計 6 7 件となっています。以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。では、1 2 月の総会の日程ですが、1 2 月 2 5 日（水）、1 0 時から市役所 3 階第 4 会議室です。よろしくお願いします。何か他にありますか。

【関委員】 ちなみに、品評会の出品数は去年と比べてどうでしたか。

【事務局】 去年が 7 0 点で、今年が別紙の一番後ろのページ、裏面に書いてありますが、6 6 点なので、4 点減です。

【北島会長】 他にないようですから、1 1 月の総会をこれで終わります。

—了—

以上、この議事録が正確であることを証します。

議事録署名人

9 番 関 慎一 委員

10 番 三田 栄作 委員